

## 山梨県介護福祉士等修学資金貸付事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人山梨県社会福祉協議会が実施する介護福祉士等修学資金貸付事業の取扱いに関し必要な事項について定める。

### (実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、社会福祉法人山梨県社会福祉協議会（以下「県社会福祉協議会」という。）とする。

### (県の役割)

第3条 県社会福祉協議会が実施する介護福祉士等修学資金貸付事業に対する県の役割は次のとおりとする。

- (1) 介護福祉士等修学資金貸付事業の実施に当たり、毎年度の事業開始前まで又は貸付計画書の内容の変更をしようとする前までに、県社会福祉協議会長から提出のあった貸付事業計画書(貸付予定人数、貸付予定額、返還見込額等(別紙1、2。))の内容について承認する。
- (2) 介護福祉士等修学資金の返還期間、返還額又は返還方法(当該返還期間等を変更する場合を含む。)について承認する。
- (3) 返還債務の裁量免除について承認する。
- (4) その他貸付事業の実施に当たり、必要な指導・助言を行う。

### (定義)

第4条 この要綱において「養成施設等」とは、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号。以下「法」という。)第7条第2号若しくは第3号又は第40条第1号から第3号までの規定により指定された学校又は養成施設をいい、「実務者養成施設等」とは、法第40条第2項第5号の規定により指定された学校又は養成施設をいう。

### (修学資金の貸与)

第5条 県社会福祉協議会長(以下「会長」という。)は、養成施設等又は実務者養成施設等に在学する者で将来県内において介護福祉士等の業務に従事しようとするものに対し、その申請により、介護福祉士等修学資金(以下「修学資金」という。)を貸し付けることができる。

2 前項の修学資金の貸付けは、無利子とし、契約を締結して行うものとする。

### (修学資金の額等)

第6条 修学資金の貸付け額は、養成施設等に在学する者にあつては月額5万円以内、実務者養成施設等に在学する者にあつては20万円以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、養成施設等に在学する者にあつては、最初の月の修学資金の貸付け額は養成施設等に入学するために必要な資金(20万円以内の額とする。以下この項及び第10条において「入学準備金」という。)を、最後の月の修学資金の貸付け額は介護福祉士等の業務に従事するために必要な資金(20万円以内の額とする。以下この項及び第10条において「就職準備金」という。)をそれぞれ加算した額(修学資金の貸付けを受けようとする者が法第7条第2号に規定する社会福祉士短期養成施設等に在学する者である場合は、入学準備金又は就職準備金のいずれかを加算した額)とすることができる。

また、貸付申請時に生活保護受給世帯(これに準ずる経済状況にある世帯を含む。)の者であつて、養成施設等に入学し、在学する者については、養成施設等に在学する期間の生活費の一部として、1月あたり貸付対象者の貸付申請時の居住地の生活扶助基準の居宅(第1類)に掲げる額のうち貸付対象者の年齢に対応する年齢区分の額に相当する額以内を加算することができる。

3 修学資金の貸付期間は、養成施設等又は実務者養成施設等に在学する期間とする。

4 修学資金は、養成施設等又は実務者養成施設等の修業年限を超えては貸し付けないものとする。

ただし、特に必要と認めるときは、この限りでない。

(連帯保証人)

第7条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人2人を立てなければならない。

(貸付契約の解除及び貸与の停止)

第8条 会長は、修学資金の貸付けを受けている者が次の各号の一に該当する場合は、貸付契約を解除するものとする。

- (1) 退学したとき。
- (2) 心身の故障のため修学の見込みがなくなると認められるとき。
- (3) 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。
- (4) 死亡したとき。
- (5) 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
- (6) その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

2 会長は、修学資金の貸与を受けている者が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを行わないものとする。

(返還債務の当然免除)

第9条 会長は、修学資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

- (1) 養成施設等(実務者養成施設等を含む。以下同じ。)を卒業した日(災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合又は国家試験に合格できなかった場合であって、本人の申請に基づき次年度の国家試験を受験する意思があると認めた場合、社会福祉士にあつては、養成施設等を卒業した日の属する年度から2年度を超えない範囲内で社会福祉士試験に合格した日。次条第2号及び第3号において同じ。)から1年以内に県内において介護福祉士等として、山梨県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例施行規則で定める業務(以下「指定業務」という。)に従事し、かつ、引き続き5年間(過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する過疎地域(同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。)において指定業務に従事した場合又は養成施設等に入学した時に45歳以上の者であつて離職して2年以内に入学したものが指定業務に従事した場合にあつては、3年間)指定業務に従事したとき(他種の養成施設等における修学、災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由により指定業務に従事できなかった場合は、引き続き当該指定業務に従事しているものとみなす。ただし、当該指定業務に従事した期間には算入しない)。
- (2) 前号に規定する指定業務に従事している期間中に、指定業務上の理由により死亡し、又は指定業務に起因する心身の故障のため指定業務に従事することができなくなったとき。

(返還)

第10条 修学資金の貸付けを受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、月賦又は半年賦の均等返還の方法により、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から起算して貸付けを受けた期間(第8条第2項の規定により修学資金が貸付けされなかった期間を除く。以下同じ。)の2倍に相当する期間(第6条第2項の規定により入学準備金及び就職準備金のいずれの貸付けも受けたときは16月を、同項の規定により入学準備金又は就職準備金のいずれかの貸付けを受けたときは8月を、次条又は第12条の規定により返還が猶予されたときは、当該猶予された期間を加算した期間)内にその貸付けを受けた修学資金を返還しなければならない。

- (1) 第8条第1項の規定により修学資金の貸付契約が解除されたとき。
- (2) 養成施設等を卒業した日から1年以内に県内において介護福祉士等として指定業務に従事しなかったとき。
- (3) 養成施設等を卒業した日から1年以内に県内において介護福祉士等として指定業務に従事し

た後、前条第2号に規定する場合を除くほか、介護福祉士等として指定業務に従事しなくなったとき。

(4) 前条第2号に規定する場合を除くほか、死亡し、又は心身の故障により指定業務に従事することができなくなったとき。

#### (返還債務の当然猶予)

第11条 会長は、修学資金の貸付けを受けた者が次の各号の一に該当する場合は、当該各号に掲げる事由が継続する期間、修学資金の返還の債務の履行を猶予する。

(1) 第8条第1項の規定により修学資金の貸与契約が解除された後、引き続き当該養成施設等に在学しているとき。

(2) 当該養成施設等を卒業後さらに他種の養成施設等において修学しているとき。

#### (返還債務の裁量猶予)

第12条 会長は、修学資金の貸付けを受けた者が次の各号の一に該当する場合は、当該各号に掲げる事由が継続する期間、修学資金の返還の債務(履行期が到来していないものに限る。以下同じ。)の履行を猶予することができる。

(1) 県内において指定業務に従事しているとき。

(2) 災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由があるとき。

#### (返還債務の裁量免除)

第13条 会長は、修学資金の貸付けを受けた者が次の各号の一に該当する場合は、修学資金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

(1) 死亡又は障害により、貸付けを受けた修学資金を返還することができなくなったとき。

(2) 県内において修学資金の貸付けを受けた期間に相当する期間以上介護福祉士等として指定業務に従事したとき。

#### (延滞利息)

第14条 修学資金の貸付けを受けた者は、正当な理由がなくて修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年14.5パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

#### (会計経理)

第15条 県社会福祉協議会は、当該事業に関する特別会計を設定して会計経理を明確にしなければならないものとする。

2 前項に規定する特別会計については、毎年度、当該年度における貸付件数、貸付額、返還額等の貸付事業決算書(別紙3、4)を作成し、知事に報告しなければならないものとする。

#### (その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、修学資金の貸付事業の実施に関し、必要な事項は知事が定める。

#### 附 則

この要綱は、平成21年3月25日から施行する。

この要綱は、平成25年3月22日から施行する。